

2 障がい者スポーツコーチ資格認定関係

(1) 障がい者スポーツコーチ資格認定規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導者要綱（以下「要綱」という。）第3条（2）に規定する障がい者スポーツコーチの資格取得などに必要な事項を定め、適切な実施を図ることを目的とする。

(役 割)

第2条 協会、その他関係団体と連携し、各種競技別の障がいのある競技者の強化・育成などをおこなう者。また、パラリンピックなどの国際大会に参加する選手団の監督、コーチとして活動する者。

(資格の取得)

第3条 前条の資格取得を希望する者は、協会が主催する養成講習会を受講し、試験に合格しなければならない。

(受講資格)

第4条 養成講習会を受講希望する者は、次に定める（1）および（2）の両方の条件を満たさなければならない。

- （1）協会公認中級障がい者スポーツ指導員、上級障がい者スポーツ指導員。
- （2）競技団体のコーチとして活動経験を有し、協会登録競技団体の推薦がある者。

(認 定)

第5条 障がい者スポーツコーチの認定は、養成講習会を受講し、検定試験に合格した者で、資格申請をした者を会長が認定する。

(資格の有効期限)

第6条 認定の有効期限は毎年4月1日から4年後の3月31日までの4年間とする。ただし、年度の途中において新たに認定を受け登録することができる。

- 2 認定手続きの申請を毎年1月1日から3月31日まで提出した場合は、次年度から4年間の認定登録とする。

(資格の喪失)

第7条 障がい者スポーツコーチは次に該当するとき、その資格を喪失する。

- （1）更新をしなかったとき。
- （2）その他、障がい者スポーツコーチとして適当でないと会長が認めたとき。

(申 請)

第8条 障がい者スポーツコーチの申請は、第5条に基づき資格取得申請の認定を受けた者が、障がい者スポーツコーチ資格認定細則により手続きをしなければならない。

(更新条件)

第9条 障がい者スポーツコーチとして資格の更新を希望する者は、資格認定期間内（4年間）に以下に定める要件を満たしていなければならない。

- (1) 資格認定期間内に協会指定講習会を受講した者。
- (2) 障がい者スポーツコーチとして、障がい者スポーツ競技団体または関係団体での継続的な活動をおこない、同団体より資格認定申請書（様式-11）に活動実績の証明を受けた者。

(その他)

第10条 その他、必要な事項については別に定める。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則[平成24年1月27日一部改正]

1 「財団法人」を「公益財団法人」への移行に伴い変更し各項目を整理した。

附 則[平成26年4月1日一部改正]

1 協会名称「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」への標記変更に伴い、「障がい」に関する標記を整理した。

(2) 障がい者スポーツコーチ資格認定細則

(目 的)

第1条 この細則は、障がい者スポーツコーチ資格認定規定第5条に規定する障がい者スポーツコーチの具体的な認定手続きなどを定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

(資格認定手続きおよび登録)

第2条 所定の資格認定申請書(様式-10)、調査書(様式-2)に認定料22,000円を添えて申請すること。

(交 付)

第3条 協会は、認定者に対し「認定証」および「登録証」を交付する。

(更新手続き)

第4条 更新を希望する障がい者スポーツコーチは、資格有効期間の最終年度の2月1日～4月30日の期間に資格認定申請書(様式-11)、調査書(様式-2)、資格更新のための協会指定講習会の受講証明書のコピーおよび認定料22,000円を添えて申請しなければならない。

2 海外赴任などの特別な理由により、期間内に更新ができない場合は、事前に協会に届けることで、期間外の更新申請ができるものとする。

(基準カリキュラム・様式)

第5条 カリキュラムおよび様式を別紙のとおり定める。

2 その他、必要な事項については別に定める。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則[平成26年4月1日一部改正]

1 協会名称「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」への標記変更に伴い、「障がい」に関する標記を整理した。

附 則[平成27年4月1日一部改正]

1 認定料の改定に伴い、金額の表記を変更した。